

認定ポイント取得対象会(地方会)登録申請に関する要項

2021 年度版

1. 「慢性腎臓病療養指導看護師」に関する認定ポイント対象として、小規模あるいは地域レベルの腎臓病関連の研修（研究会、研修会、セミナー等）のうち、下記認定基準を満たすものを認定ポイント取得対象会（地方会）として認める。
2. 研修（研究会、研修会、セミナー等）を主催する団体に認定番号を付与する運用であり、複数の研修を開催する場合は、研修毎の申請が必要である。
3. 認定条件
 - 1) 会則・規約がある
 - 2) 代表者は医療専門職である
 - 3) 会員資格あるいは参加資格に看護師が含まれる
 - 4) 研修は年1回以上、定期開催（Web開催可）されている
 - 5) 申請者は日本腎不全看護学会会員である
 - 6) 研修の参加者に対し、受講終了後に受講証明書が発行される。ただし、研修時間の4/5時間以上の参加を必要とする
 - 7) 営利目的ではない
 - 8) 研修の開催形態は主催に限る（※1）

（※1）

 - ・ 営利企業主催の研修は、地方会の認定対象外です（共催可）。認定ポイント取得対象会（企業主催セミナー）登録申請に関する要項をご覧ください。
 - ・ 営利企業担当者の担当時間は、研修時間とみなしません。
4. 申請方法
 - 1) オンラインシステムによる自己申告方式とする。
 - 2) 認定条件5) のとおり、日本腎不全看護学会会員が申請者となる。
 - 3) 審査料として1,100円（税込）を納付する（※2）。

（※2）すでに認定された団体による新規研修の申請については、審査料を徴収しない
5. 審査方法
申請書類をもとに、認定委員会にて審査を行う。
6. 審査結果の通知と公表
日本腎不全看護学会事務局を通じて、申請担当者あてに審査結果を通知する。承認後、日本腎不全看護学会ホームページ上で公表する。
7. 更新手続き
 - 1) 2年ごとに更新手続きを行う。更新月は3月とする。
 - 2) 地方会オンライン申請システムへアクセスし、必要事項を入力して更新申請を行う。
 - 3) 更新料として1,100円（税込）を納付する。

以上